

緊急要望書（回答）

1、物価高の負担感が大きい住民税非課税世帯、生活保護世帯などの低所得世帯に政府が示した1世帯あたり7万円の給付金の支給を年内に実施すること

【回答】（福祉部総合福祉課 担当）

このたびの要望や国からも年内予算化に向けた検討を進めるようにとの通知があったことに加え、何よりも物価高騰に苦しんでいる低所得世帯の方々のために、可能な限り早期での支給となるよう準備を進めてまいりましたが、国の正式通知が11月29日と遅いことなどもあり、年内での支給は困難な状況です。

今後につきましては、1日でも早い支給となるよう準備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

2、エネルギー・食料品価格等の物価高の影響を受けている市民全世帯へ生活応援支援として1~2万円の給付金の支援を実施すること

【回答】（総合政策部政策推進課 担当）

本市は、これまで、物価高騰に直面して生活に困っている市民や事業者に対して、臨時交付金を活用し様々な物価高騰対策を行ってまいりましたが、現在も、物価高騰の影響は続いており、市民や事業者を取り巻く環境は困難な状況が続いていると考えているところです。

国は令和5年11月に「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するため、重点支援地方交付金を盛り込む旨が示され、本市には、低所得者支援枠として14億29万4千円、推奨事業メニュー分として2億8千9百万円の交付限度額が示されました。

当該交付金の交付対象事業は、経済対策の効果的・効率的な実施の観点から、対象者を合理的な範囲として設定することとなっており、交付金による支援の効果が直接的に個人や事業者にも及ぶ事業とされております。

本市では、この趣旨を勘案するとともにこれまでの議会討論や団体等からの要望を踏まえ、低所得者世帯や子育て世帯に対する生活者支援や市内中小企業等に対する事業者支援など、この交付金を活用した新たな物価高騰対策を構築し、限られた財源の中で、その時々の実情に応じて、必要となる支援を検討してまいります。

団体名：公明党議員団

回答日：令和5年12月22日

3、家庭におけるエネルギー費用の負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えの支援を実施すること

【回答】（環境衛生部環境保全課 担当）

省エネ性能の高い給湯器等への買い換えにつきましては、平成28年度から給湯器の補助を実施しており、今後も事業を継続し実施したいと考えております。

また、エアコンの買い換えにつきましては、本市ではまだ需要が少ないものと考えておりますが、国では「こどもエコ住まい支援事業」として、空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置補助を行っていることから、今後の普及状況等を注視しながら検討してまいります。

4、子育て世代の支援策として学校給食費の値上げ抑制とともに学校給食費等の負担軽減を実施にすること（対象は、小中学校の給食、保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設等の給食費およびこども食堂、ヤングケアラーなどの配食支援）

【回答】（教育部学校給食共同調理場、健康こども部こども育成課 担当）

先日、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の補正予算案が国から示され、推奨事業メニューの生活者支援において、【②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援】が提示されておりました。

市といたしましては、当該交付金を活用し、『学校給食支援事業』と『副食費・物価高騰対策事業』の実施要綱等の検討をしているところです。年度内の事業完了を目途に、子育て世帯への経済的な負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

（健康こども部こども支援課 担当）

こども食堂等に対しましては令和4年度と令和5年度に、北海道の全額補助により生活困窮者支援子ども食堂等活動支援事業として支援を実施しており、物価高騰の影響等で運営に苦慮している各種団体へ活動資金の助成を行っております。

今後につきましても高くアンテナを張り、国や北海道の補助メニューの動向を注視してまいります。

（健康こども部こども相談課 担当）

ヤングケアラーに対する配食支援につきましては、この度の重点支援地方交付金を活用したメニューには含まれておりませんが、ヤングケアラー支援条例の制定に向けた検討と併せ、引き続き有効な施策の調査研究を進めてまいります。

5、LP ガス使用世帯の負担軽減、特別高圧契約等、電力多消費型の中小企業等の負担を軽減するための支援を実施すること

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

電気料金の値上げにより大きな影響を受けている市内事業所への支援として、今年度は国の重点支援地方交付金を活用し、高圧・特別高圧電気料金高騰対策支援事業を実施したところです。

また、LP ガス使用世帯への支援については、北海道がLP ガス利用者緊急支援事業を実施しており、利用者の負担軽減を図っております。

今後につきましては、国の補正予算や追加支援策などについて注視するとともに、事業者の声も踏まえて総合的に判断してまいりたいと考えております。

6、医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等への物価・エネルギー高騰対策を実施すること

【回答】（福祉部介護福祉課、福祉部障がい福祉課 担当）

物価高騰に対する高齢者施設等への支援としましては、北海道において、医療・介護・障がい施設等物価高騰対策支援事業として、電気料金の高騰に対する支援金が支給されておりますが、国において「物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金」が積み増しされたことから、本市としても、当該交付金を活用し、介護・障害福祉サービス事業所等に対して物価高騰に対する支援金の支給について予定しているところです。

7、水道料金の補助などの公共料金の負担軽減を実施すること

【回答】（上下水道部水道窓口課 担当）

公共料金の負担軽減につきましては、物価高騰から市民の生活を守り、経済の着実な回復に効果のある施策の一つとして認識しております。一方で、多額の財源を要することから、本市に割り当てられる交付金の規模や社会経済情勢等に応じて検討してまいりたいと考えております。

8、仕入れ価格高騰により収益が減少した事業者に対して支援を実施すること

【回答】（産業経済部商業振興課 担当）

エネルギー価格や物価高騰等の影響は長期化しており、業種業態を問わず市内中小・小規模事業者の広い範囲に及んでいることから、令和5年4月から9月までのひと月の売上が過去4年間の同月比で30%以上減少している事業者、または同じ対象期間の中のひと月の仕入れ額または経費が、過去4年間のうちのいずれか1年の同月を超え、かつ利益が10%以上減少している事業者に対し、支援金を給付する事業を本年11月末まで実施しておりました。

しかしながら、これらの影響はまだまだ幅広い事業者に及んでおり、引き続き事業継続のための緊急的な支援が必要であると考えられることから、同様の内容で対象月を令和5年10月から令和6年1月とした「事業継続支援事業2023（第2弾）」を令和6年2月末までの申請期間で実施することとなりました。

厳しい経営を余儀なくされている事業者に対して、広く支援が届くよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。